

入札公告

国立大学法人愛媛大学において下記のとおり業務請負について一般競争入札に付します。

記

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

国立大学法人愛媛大学医学部及び同附属病院産業廃棄物搬出処理業務請負 一式
(内訳)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①廃プラスチック類 | 35,430 kg (年間) |
| ②ガラス屑、陶磁器屑及び金属屑 | 14,150 kg (年間) |

※予定数量はあくまで予定であり、実際の搬出数量を保証するものではないので、注意すること。

(2) 履行期間 令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)

(3) 履行場所 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院

(4) 入札方法 入札金額は、予定数量に1kg当たりの単価を乗じて得た金額の合計を記入する(円未満の端数は切捨)こと。但し、契約は単価で行うので、内訳として単価を記入するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 本調達は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法第56号)に基づき、入札に参加する者に必要な資格として、環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用する。なお、「環境配慮への取組状況」及び「優良基準への適合状況」の2つの要素をポイント制により評価し、別冊の入札説明書別紙A-1に示した配点で計45点以上の事業者に入札参加資格を与えることとする。

(2) 国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和7年度に四国地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(4) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であつて、請負内容を十分に履行できることを証明した者であること。

(5) 国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第6条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。

(6) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒791-0295 愛媛県東温市志津川
国立大学法人愛媛大学医学部経営管理課調達第二チーム チームリーダー 木村 聡子
電話番号 (089) 960-5214 (ダイヤルイン)
E-mail mecho2@stu.ehime-u.ac.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
なお、電子メールによる交付を希望する場合は、件名を「医学部及び同附属病院産業廃棄物搬出処理業務請負 一式の入札説明書交付希望」とし、3(1)で示したメールアドレス宛に申し込むこと。
- (3) 入札書の受領期限
令和7年2月7日(金) 17時15分
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年3月3日(月) 14時00分
国立大学法人愛媛大学医学部会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した調達役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第22条に掲げる入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した調達役務を履行できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続に於ける交渉の有無 無
- (8) 支払の条件
代金は、検査合格後、前月搬出処理した容量に契約単価を乗じて得た金額を翌月請求するものとし、適法な請求書を受領した日から60日以内に1回に支払うものとする。但し、その合計額に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

令和7年1月17日

国立大学法人愛媛大学

学 長 仁 科 弘 重